

# 第1回 住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会

日 時：令和7年1月9日（木）  
午後2時～

場 所：県庁7-A-2会議室

## 会 次 第

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 委員長選出

### 4 議 事

(1) 住吉町15番街区の概要

(2) 公募要領（案）の構成・内容

(3) 提案内容の評価・選定方法

(4) 公募のスケジュール

(5) その他

### 5 閉 会



## 住吉町 15 番街区利活用事業提案評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、住吉町 15 番街区の利活用に係る事業者公募（以下「公募」という。）の実施に当たり、公募要領（評価基準を含む）の作成、住吉町 15 番街区において事業を実施しようとする者（以下「事業予定者」という。）の選定等について、客観的かつ公平な視点から意見を聴くために設置する住吉町 15 番街区利活用事業提案評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (委員会の目的)

第 2 条 委員会では、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 公募要領（評価基準を含む）の作成に関すること。
- (2) 事業予定者の選定に関すること。
- (3) その他公募に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、鹿児島県が事業予定者と基本協定を締結する日までとする。

### (会議)

第 5 条 知事は、委員の意見を聴くため、委員会の会議を開催することができる。

2 会議の公開・非公開については、委員会で協議の上、決定する。

### (委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (守秘義務)

第 7 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 知事は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、新たに委員を選出することができる。

(留意事項)

第9条 委員は、公募に関して委員に接触した者又は接触を試みた者は、応募者の資格等を失うおそれがあることに留意する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

## 住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会 委員名簿

委員（6名）

（敬称略）

氏 名	職 名
かわしま しげる 川島 茂	鹿児島県立短期大学生生活科学科教授
こばやし ちづる 小林 千鶴	小林公認会計士事務所 公認会計士・税理士
みやさこ としみつ 宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
ありむら ともこ 有村 智子	鹿児島県総務部財産活用対策室長
おぼら たつひこ 尾原 龍彦	鹿児島県土木部参事（本港区まちづくり担当）
さかもと かなこ 坂元 加奈子	鹿児島県観光・文化スポーツ部次長



# 県が設置する審議会等の会議の公開に関する指針等について

## 1 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

### 第2 対象とする審議会等

この指針において「審議会等」とは、附属機関その他これに類するものをいう。

### 第3 公開の基準

審議会等は、原則としてその会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 条例第7条各号の不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### 第4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は会議を非公開とすることができるものとする。

- (2) 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

## 2 鹿児島県情報公開条例（抜粋）

### （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（中略）

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（中略）

- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの





# 住吉町 15 番街区の概要

## 1 住吉町15番街区の主な経緯

- S9 埋立・港湾用地（鹿児島市中央卸売市場, 市営住宅 など）
- H26.4 更地化完了
- H26.8 暫定活用開始～（月極駐車場, 一時的なイベント など）

## 2 土地の概要

所在地	住吉町15番1～5, 11～13	
地目	宅地	
面積	約24,777㎡	
港湾計画上の土地利用区分	交流厚生用地	
港湾法分区指定	商港区	
都市	用途地域	準工業地域
計画法	特別用途地区	第一種特定建築物制限地区
建ぺい率／容積率	60% / 200%	
建築物等の高さ制限	約35m～約45m（鹿児島市景観計画）	

分区指定を受けているため, 適用なし

## 3 土地利用規制等

### (1) 鹿児島港本港区景観ガイドライン

- ・ 桜島の眺望やまちなみ景観など, 同エリアにふさわしい景観・デザインについて基本的な方向性を示し, 建築物等の建築に反映させ, 同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るもの。
- ・ 事業者が同エリアで建築物等の建築を行う際は, 設計・施工段階において, 港湾管理者と景観・デザインの確認・調整を行う。

### (2) 駐車場の確保

鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例に基づき, 施設規模に応じた駐車施設を整備する必要あり。